

自動車産業への期待

(北上川中流域における自動車産業の発展性)

財団法人いわて産業振興センター
専務理事 保坂 貢一



7月11日の増田知事の定例記者会見で、自動車産業に係る岩手・宮城両県の連携について発表があった。

自動車関連技術展示商談会の開催、地場企業の共同受注支援、研修機会や情報の共有などの連携を行い県境を越えて自動車関連部品の供給基地の形成、地場企業の育成を図ろうとするものである。

北上川中流域は、電気機械中心のものづくり基盤地域として発展してきたが、平成5年には北海道・東北地域で唯一の自動車組み立て工場である関東自動車工業(株)岩手工場が操業を開始した。同工場は、今秋、生産体制を25万台にすることとしており、本地域は自動車産業基地への飛躍が期待されている。

自動車関連産業は裾野が広く高い経済波及効果が見込まれるとともに、自動車関連産業を核とする「ものづくり基盤」の集積が進むことにより、あらゆる産業における競争力の向上、雇用の拡大が図られるものである。

県においては、昨年北上市に工業技術集積支援センターを設置するなど自動車産業の集積を中心とした本県ものづくり基盤の集積を本県産業振興の最重要課題としている。

当センターにおいても県のこのような方向を受け、「自動車関連産業創出事業」でコーディネーターを設置し工程改善指導や取引あっせん等を進めている。併せて、「いわ

てものづくりアカデミー事業」で意欲的に改善に取り組む産業人材の育成を実施している。

<自動車関連産業創出事業>

・工程改善研修

県内製造業10社を対象に述べ約80日間の工程改善指導、人材育成のための研修の実施

・自動車関連産業からの取引あっせん

関東自動車工業(株)の調達担当者と連携し、自動車部品メーカーに対する県内企業への発注要請や県内企業の紹介、取引支援のあっせん

<いわてものづくりアカデミー事業>

自動車関連に絞るといふより、本県ものづくり産業全体の国際競争力強化と集積促進を目指し、現場で行う工場管理実践塾など12コースで体系的に産業人材育成を実施

(今後の課題)

北上川中流域が国内自動車産業の生産拠点として発展していくためには、地場企業の積極的な自動車産業への参入は勿論、関係する企業や行政、大学、支援機関などが連携しながら一体となって取り組みを進めていく必要がある。



排除勧告を受けた建設業者への対応について 商工4団体が県・県議会・市町村に特段の配慮を要望

岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、(社)岩手県経営者協会、本会の4団体は、7月11日に県知事及び県議会議長に対して、また、7月14日には市長会及び町村会に対して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除勧告を受けた県内の建設業者への対応について要望書を提出した。

要望書では、「法令違反行為が判明すれば、県民の信頼を裏切った行為として、厳正な処分で臨むことは止むを得ない」とした上で、現時点で長期指名停止処分が実行されれば、「最近の県内経済回復の芽を摘み取り、雇用にも重大な影響を与え、地域にとり死活問題になりかねない」とし、地域全体の問題として特別な対応を求めた。



主旨を説明する鈴木会長



これに対し、増田知事は「下請けや関連企業には極力影響が出ないようにしたい」と述べたが、勧告を受けた業者への対応は、「事実関係が明確になっていないが、法令違反があればきちんとした償いは必要。基準にのっとしてやらなければならない」と強調した。また、伊藤県議会議長は要請に対し、「重大な問題と認識しており、皆さんの知恵も借りながら対応していきたい」と答えた。市長会

及び町村会からは、各々役員会に報告し、各会員に伝達する旨の回答を得た。

なお、県では、7月8日、公正取引委員会に排除勧告を受けた県内91社が応諾しなかったことを受け、凍結していた入札工事の発注事務を再開した。

今後の入札に関しては、勧告を受けた全社に対して工事の入札に参加する場合はその都度、談合、不正受注など独占禁止法違反行為をしていない旨の誓約書を求める。(審判による審決が出るまで行う。)入札で再度、談合などの事実が確定した場合は指名停止期間を従来の2倍の24ヶ月間に延長する制度改正を行う方針である。

県に対する要望書の内容は下記のとおり。

「独占禁止法に基づく排除勧告を受けた県内建設業者に係る対応について（要請）」

常日頃、県勢発展のため、並々ならないご尽力を傾注されておりますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、近年における県内経済は低迷状態が長引き依然として厳しい状況にありますが、私ども経済団体は、県ご当局の適切なご助力、ご支援等を賜りながら、地域経済の活性化に向けて懸命の努力を続けているところであります。

お蔭様を持ちまして、最近一部の産業を始めとして県内経済に明るい兆しがみえ始めており、これを契機として県内景気が安定的な回復基調に転ずるよう、私どもはさらに結束を強めて活動をして参る考えであります。

このような中であって、過日、県格付建築 A 級の県内建設業者の大半が独占禁止法に基づく排除勧告を受けたことは、真に遺憾なことであります。これが事実とすれば深く反省を求め、再びかかる事態が惹起されることのないよう、法令遵守の徹底について業界一丸となって真摯に取り組むことが強く求められるところであります。

しかしながら、申し上げるまでもなく、県内経済における建設業の果たす役割は大きく、平成 15 年度の県内総生産額 4 兆 5, 473 億円のうち 3, 644 億円と全体の約 8.0% と極めて大きなものがあり、さらに従事する人員も県内就業人口の約 11.5% を占めているなど、地域における雇用、経済、産業振興等において重要な位置を占めております。

県内各市ご当局におかれましては、今般の排除勧告を受けて「県営建設工事に係る指名停止措置基準」に基づき、当該業者に指名停止処分を行うこととなるものと存じます。

法令違反行為について厳正な処分で臨むことは、県民の信頼を裏切った行為として止むを得ないものと存じますが、しかし、この時点において、長期の指名停止処分がなされますと、今ようやく元気を取り戻そうと動き出している地域経済の回復の芽を摘み取り、雇用にも重大な影響を与え、地域にとって死活問題になりかねない事態となることが予想され、深く憂慮されるところであります。

つきましては、状況についてご賢察いただき、特段のご配慮を賜りますようご要請申し上げます

組合における個人情報の管理について

～個人情報保護法が平成 17 年 4 月 1 日から施行～

近年、情報化社会の進展に伴い企業等からの個人情報の漏えいが相次いでおり、社会的信用の失墜、損害賠償問題等経営に重大な影響を及ぼす個人情報の管理は、企業が取り組むべき最重要課題の一つとなっています。

平成 15 年 5 月に個人情報保護法が成立し、本年の 4 月 1 日から完全施行されて本格的な個人情報保護の時代が到来しています。同法の施行によって、組合がそれぞれに保有する組合員名簿や取引先データ等の個人情報の取り扱い、今まで以上に注意することが必要であります。組合は、業種・業態、組織、規模、共同事業等千差万別で異なっており、すべての組合が個人情報保護法の対象（個人情報取扱事業者）となるものではありませんが、組合として個人情報管理のリスクを回避するためには、組合が個人情報保護法の対象であるか否かに拘わらず、今一度、個人情報管理の見直しや確認を行うことが重要と言えます。

個人情報保護法の対象となる個人情報取扱事業者とは

個人情報保護法において、個人情報を収集し、営利、非営利及び規模の大小を問わず事業のために取扱う者は、「個人情報取扱事業者」とされ、同法の適用対象となり、個人情報を管理する上で様々な義務が課せられています。

ただし、個人情報をパソコンで検索することが可能な「個人情報データベース等」及び一定の法則（50 音順、生年月日等）により容易に検索できるよう目次・索引・符号等を付した「個人情報データベース等」が過去 6 ヶ月以内のいずれの日においても 5,000 人以下である場合は、「個人情報取扱事業者」から除外されます。

したがって、組合が保有する情報量によって、個人情報取扱事業者となり、同法を遵守し、適切な対応が求められますので、組合が個人情報取扱事業者であるかどうか、再度確認することが必要です。

（注）「個人情報データベース等」が 5,000 人以下で、個人情報保護法による義務を課されない事業者でも、仮に漏えい事件を起こし民事で訴えられた場合は、損害賠償の請求が想定されます。個人情報保護法は、あくまでも、個人情報というデータ保護を直接の目的としており、個人のプライバシー保護ではないことに注意しておくことが必要です。事業者のなかには、「個人情報保護法さえ守っていれば、個人からプライバシー侵害で訴えられることはない」と考えている事業者もいますが、それは誤解ですので個人情報の取扱いには、十分注意することが必要です。

個人情報取扱事業者の義務とは

個人情報保護法では、個人情報の取扱いを適正に行うため、個人情報取扱事業者に対して必要最小限度の義務を課しています。

個人情報取扱事業者が守るべきルールには、利用・取得に関する事項、適正・安全な管理に関する事項、第三者提供・開示等に関する事項があります。

< 個人情報取扱事業者の義務 >

個人情報を収集する際には利用目的を明確にしなければならない。
目的以外で利用する場合には、本人の同意を得ないといけない。
個人情報を収集する際、利用目的を通知・公表しなければならない。
情報が漏洩しないよう対策を講じ従業員や委託業者も監督しなければならない。
個人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。
本人からの求めに応じ情報を開示しなければならない。
公開された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じなければならない。
個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切・迅速に対処しなければならない。

組合が、個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者に該当する場合には、義務事項を遵守し、適切に行わないと、勧告、命令さらには罰則を受けることもあります。

特に、利用目的の特定にあたっては、利用目的を「当組合の事業活動」、「組合員や取引先サービスの向上」等抽象的、一般的に特定するのではなく、「組合員が取扱う 品の共同販売事業の商品発送、新商品情報のお知らせ」など、可能な限り具体的に特定するとともに、あくまで個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを特定する必要があります。また、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合は、利用目的においてその旨を特定しなければなりません。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が守るべき最低限のルールですから、法律的な観点から組織体制や規程類の整備等管理体制を構築し、情報セキュリティに万全を尽くすことを求めています。一方、個人情報保護法の適用対象外の場合は、過度に個人情報保護法に対応する必要はありませんが、個人情報漏えいがあった時は、個人情報取扱事業者であるか否かに拘わらず、プライバシー権の侵害による損害賠償の対象となり得ることを認識しておくことが重要と言えます。

その意味で、今後、組合における個人情報の適切な管理として「個人情報保護法に対応する組合のリスクマネジメント」を本会ホームページ上にアップしていますので、参考にして下さい。(紙データを希望の場合は本会へ連絡願います)

なお、中央会は個人情報取扱事業者ではありませんが、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報を適切に管理するため、本会の情報管理方針・要領に基づいて「個人情報の取扱い」をホームページ上にアップし、利用目的等を公表しています。

個人情報保護法に対応する組合のリスクマネジメント」 <http://www.ginga.or.jp/ginga/kojinjoho/rm01.html>
中央会における「個人情報の取扱いについて」 <http://www.ginga.or.jp/ginga/kojinjoho/>

・・・経営革新のススメ・・・

7月号でもご紹介いたしました。本会では、経営革新に取り組む組合・企業等を支援しております。

本会の経営革新支援事業は、新商品開発・新技術開発・新サービスの提供・新分野進出・新事業展開など、企業等が思い描く経営革新計画を策定される際に、それを側面から支援する事業です。経営革新計画が知事から認定を受けると助成事業・低金利融資などの支援が期待できます。

岩手県では、既に 177 事業者が経営革新計画の認定を受け、そして、全国においては、17,899 の事業者が認定を受け様々な取組みを実行しています。(平成 17 年 3 月 31 日現在)

今月は全国での事例をご紹介します。

< 経営革新計画事例 > (中小企業庁HPより抜粋)

【運送業】	「立体的な物流サービスを確立」～秋田秋印運輸(株)～(秋田県) 食品輸送が主だった当企業は、ライン物流からの脱却を目指し、地域内の運送業者や倉庫業者が保有している既存低温倉庫の容量不足による低温保管庫のニーズを捉え、秋田県内で初めて常温・低温・冷蔵・冷凍の4つの温度帯の保管庫を設置し、市場入場者からのニーズへ対応した。	
	利用した支援措置	低温・冷蔵物流センター建設のための低利融資(商工中金)及び信用保証の特例、設備投資減税
	経営革新効果	倉庫業を開始したことで荷物が増え、付随して利益率の良い運送業務も増加したため、経営の向上が図られた。
【ホテル業】	「小さな宿の大きなりニューアル」～(有)高蔵内ホテル～(福島県) 建物の老朽化、客数の減少といった状況にあった当ホテルは、「癒しの湯」をコンセプトにリニューアルを実施。アレルギーにやさしい内装造りとバリアフリー、中庭農園で宿泊客が摘んだ作物を料理で提供、また、28室100人収容だった客室を10室40人収容とゆったりくつろげる空間を実現。	
	利用した支援措置	全面リニューアルのための低利融資(中小公庫)
	経営革新効果	リニューアルオープン後、コンセプトが話題を呼びメディア取材による宣伝効果で客足が衰えない。
【酒造業】	「蔵元での酒造体験」～やちや酒造(株)～(石川県) 造り酒屋である当企業は、消費者の嗜好の多様化等による売上低下の中、技術の継承のため杜氏などを正社員で雇用しなければならず固定費が経営を圧迫している状況であった。そこで、観光で訪れたお客が酒蔵見学後、搾りから米洗いを経て仕込みを行い、その酒を自宅に宅配するという「観光酒造」を確立した。	
	利用した支援措置	販路開拓のための助成事業と設備改築のための低利融資(国民公庫)
	経営革新効果	酒造体験の蔵ということでメディアや旅行業者から取り上げられたり、金沢市の観光案内地図にも掲載され、販売促進に大きな力となった。
【印刷業】	「環境に配慮した水性グラビア印刷でオンリーワン」～三洋グラビア印刷(株)～(長野県) 食品包装材の印刷が主事業だった当企業は、安心と安全に配慮した新たなグラビア印刷方法を求められていた。それまで品質上から、第一種指定化学物質のトルエンが含有した油性インキを使用するのが一般的であったが、環境負荷低減のため5年の歳月を費やし、水性インキを併用した「ハイブリッドグラビア製法」を開発した。	
	経営革新効果	ユーザーである食品業界から評価が得られ、県内外との取引が進んでいる。

経営革新計画の認定は、助成事業の採択・金融機関からの低利融資等を保証するものではありません。

経営革新計画策定は、支援措置の期待だけでなく、自社の財務状況、今後の経営計画を改めて考えるのにもいい機会になります。

< 経営革新のご相談は、本会・市場開発部まで >

青年中央会総会開催される

岩手県中小企業青年中央会の第28回通常総会が、7月8日盛岡市のホテルルイズで開催された。議案として平成16年度決算・平成17年度予算の承認のほか、任期満了に伴う役員改選により理事20名、監事2名が選出された。新役員は次の通り（役職ごと50音順。敬称略）。



壇上で自己紹介をする新役員

【会 長】高橋雅光（（社）日本グライッサ・ビス工業会岩手県支部青年部）

【副会長】近江樹一郎（岩手県塗装（工業）青年部会）佐藤芳克（岩手県機械金属工業（協連）青年部連絡協議会）佐々木俊幸（盛岡大通商店街（協）ユースクラブ）千葉和博（銀座研究会）柳沢丹精（岩手町商業（協）青年部）

【理 事】大関寿美子（岩手県商店街振興組合連合会青年部）葛巻一幸（岩手県電気工事業（工業）青年部）小松久夫（岩手県屋外広告美術業（協）広和会）佐藤康（岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部）山口朋久（材木町青友会）高橋俊光（岩手県南建設業（協）青年部会）菅沼州貴（岩手県菓子（工業）青年連合会）高橋利実（盛岡青果卸売（協）青和会）田面山浩（岩手県鋳金（工業）青年部）中谷淳（盛岡卸センター経営研究会）成ヶ澤勝幸（（協）宮古市魚菜市场青年部）藤原藤男（岩手県小売酒販青年会連合会）細谷地茂陽（久慈エルピーガス事業（協）久友会）森雅之（盛岡駅前商業研究会）

【監 事】鈴木中（岩手県青年醸友会）田村直巳（盛岡青果商業（協）青年部）

岩手県中小企業組合士会通常総会を開催



清水支店長による講演の模様

岩手県中小企業組合士会（会員57名）の第10回通常総会が、7月22日盛岡市のホテル東日本において開催され、提出議案すべて原案どおり可決承認された。今年度は、組合士制度の普及を促進するとともに、組合士の地位向上と身分の安定を図る目的をもって、会員相互の連携促進と個々の資質向上を図ることを計画に盛り込み活動を行うこととした。今回新たに、及川久二子氏（水沢市下水道協同組合）、佐々木典子氏（江刺市上下水道工事業協同組合）に中小企業組合士として認定証が授与された。総会終了後、会員を対象に組合士交流会を開催、「金融あれこれ」をテーマとして清水謙之氏（商工組合中央金庫盛岡支店長）にご講演いただいた。

中小企業組合検定試験のご案内

中小企業組合士制度は、昭和49年より中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業に従事する役職員の資質向上を図るため、その職務遂行に必要な組合の制度・運営・会計の知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

平成17年度は下記日程にて実施します。

試験日：平成17年12月4日（日） 願書受付：平成17年9月1日（木）～10月14日（金）

詳細については、本会総務企画部（019-624-1363）までお問い合わせください。

組合活性化のために“1組合1組合士”の設置を！ “あしたを拓く組合士”が活躍します。

有限責任事業組合（日本版 LLP）制度の概要

今年の4月27日に成立した「有限責任事業組合契約に関する法律」が、8月1日に施行されました。この法律に基づく有限責任事業組合は、通称「日本版 LLP」と呼ばれていますが、LLP（Limited Liability Partnership【リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ】）とは、株式会社や有限会社などに並ぶ事業体のひとつで、この制度を2000年に創設したイギリスでは、その後3年間で3万社を超えるLLPが誕生した実績があると経済産業省では公表しています。

今後、日本で新たな事業形態として導入される「有限責任事業組合」は、民法で規定されている構成員全員が無責任の組合制度（民法組合制度）の特例として位置付けられており、従来の民法組合制度では、リスクが大きく実現することが難しかった企業同士のジョイントベンチャーや専門人材の共同事業体として、大きな期待を寄せられています。

<日本版LLPのポイント>

新たに創設された有限責任事業組合制度には次の3つの特徴があります。

有限責任制

内部自治の徹底

構成員課税

以下で、この3つのポイントについて説明していきます。

有限責任制

「有限責任」とは、出資者（LLPの場合は組合員）が、出資額の範囲までしか事業上の責任を負わないこととする制度です。これに対し、従来の民法組合では「無限責任」制が採られており、出資者全員が無責任、つまり、組合が負った債務を組合の資産で弁済しきれなかった場合、組合員が自己の個人財産からその債務を弁済しなければならないという義務を伴います。

民法組合の特例として今度新しく制度化されたLLPでは、この有限責任制により、出資者にかかる事業上のリスクが限定され、より事業に取り組みやすくなっています。

内部自治の徹底

「内部自治」とは組織内部のルールが、法律によって詳細に定められているのではなく、出資者（組合員）同士の合意により決定できるということで、次の2つの意味があります。第一に出資比率によらず、損益や権限の柔軟な分配ができるということ、そして、第二に取締役などの会社機関が強制されず内部組織が柔軟であるということです。

(1) 柔軟な損益や権限の分配

出資者間の損益や権限の分配は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる分配を行うことができる。

(2) 内部組織の柔軟性

LLPのガバナンスは、出資者の間で柔軟に決めることができる（取締役会や監査役などの会社機関の設置は強制しない）。

以上のことから、共同事業を行うに際して、その出資比率に関らず重要な出資者（組合員）の動機付け（インセンティブ）を高めることが容易となり、事業上のニーズに応じた柔軟な組織運営が可能となっています。

構成員課税

「構成員課税」とは、組織段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組みです。LLPには法人格がありませんので、株式会社などのように直接法人税が課税されるということがありません。LLPが事業を通じて利益を出した場合には、出資者である組合員はLLPからその利益を分配されます。それぞれの出資者は、これによって得た利益とその他の所得を合算したものに対して課税されるという仕組みとなっています。

また、LLPの事業で損失が出たときには、出資の価格を基礎として定められる一定額の範囲内で、出資者の他の所得と損益通算することが認められています。

この構成員課税（パススルー制度）は、節税や課税逃れなど本来の主旨以外で利用される可能性を懸念されていますが、その防止策として、出資者（組合員）には全員に組合の業務執行に参加しなければならない義務があり、出資のみの組合員は認められていません。

< LLP制度の活用が期待される分野 >

大企業同士が連携して行う共同事業（共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備集約など）
中小企業同士の連携（共同研究開発、共同生産、共同販売など）
ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携（ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など）
異業種の企業同士の共同事業（燃料電池、人工衛星の研究開発など）
産学の連携（大学発ベンチャーなど）
専門人材が行う共同事業（ITや企業支援サービス分野：ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど）
起業家が集まり共同して行う創業
農業やまちづくりの分野 など

< LLPを設立するには >

LLPを設立して事業を行うには、次の手続きを行う必要があります。

組合員が、LLP契約（有限責任事業組合契約）を締結する。

契約に記載した出資金を全額払い込む。

事務所の所在場所を管轄する法務局において、組合契約の登記をする。

LLPの設立手順のフロー

【LLPの設立】



設立まで概ね10日間必要。登録免許税：6万円

LLP制度に関するQ & A

Q．LLPの組合員になるには何か要件はありますか？

A．LLPは、個人または法人が営利目的の共同事業を営むための組織であり、個人・法人であれば特に要件を限定していません。なお、法人がLLPの組合員になる場合には、自然人の職務執行者を定める必要があります。

Q．出資金額の下限はありますか（出資金は1円でもよいのですか）？

A．LLPへの各組合員の出資金額に下限はありません。1円以上であればいくらかでも可能です。なお、一人では組合契約を締結することはできないので、LLP設立には最低二人の組合員が必要であるため、LLPとしての最低の出資金は2円ということになります。

LLP制度の関連資料は、経済産業省HP（下記URL）からご覧になれます。

http://www.meti.go.jp/policy/economic_organization/llp_seido.html

商標法の一部を改正する法律について

～ 組合は地域ブランド化の担い手 ～

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、地域と何らかの（自然的、歴史的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産やサービスの提供を行う取り組み（地域ブランド化）が全国的に盛んになっており、こうした取り組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっています。

しかしながら、これまでの商標法では、「地域名」と「商品（役務）名」とを組み合わせた商標を地域ブランドとして登録するには、その商標が全国的な知名度を獲得していなければならず、その要件を満たすものはごく一部のケース（例：夕張メロン、西陣織等）に限られていました。結果として、地域で形成されたブランドは商標登録を受けることができず、他人がその商標の信用に便乗することをこれまで排除することができませんでした。

このような背景を受けて今年6月8日に成立した「商標法の一部を改正する法律」では、地域ブランド化の担い手を「事業協同組合等」と位置付け、「地域名」と「商品（役務）名」からなる商標が、一定の範囲で周知となった場合に、「地域団体商標」として登録することを認めるものとしております。

以下では、その概要についてご紹介していきます。【同法の施行日：平成18年4月1日】

<新制度の概要>

地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等が地域団体商標として登録することを認める。

<具体的改正内容>

商標登録を受けることができる主体は、事業協同組合、農業協同組合等の特別の法律により設立された法人であり、法律上、構成員資格者の加入の自由が保証されているものとする。商標が使用されたことにより、全国的に著名とまではいえなくても、例えば、複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。

地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われるなど、登録要件を満たさなくなった場合を無効審判の対象とする。

地域団体商標の出願前から、不正競争の目的なく同一の商標を使用している第三者は、当該商標を継続して使用することができる。

地域団体商標の登録要件

出願人が主体要件を満たしていること
 構成員に使用をさせる商標であること
 商標が使用された結果、周知となっていること
 商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること
 商標中の地域が商品（役務）と密接な関連性を有していること
 普通名称化していないこと、他に周知となっている同一・類似商標がないこと、商品（役務）の品質の誤認を生じるおそれのないこと等

<主体要件>

法人格 + 特別の法律により + 構成員資格者の
 設立された組合 加入の自由が保証

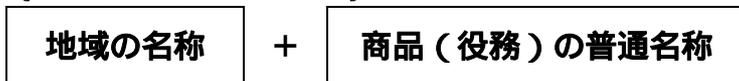
<周知性の程度>

商品（役務）の特性にもよるが、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の範囲における浸透が必要

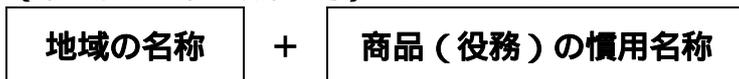
地域団体商標とは

商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなること（第7条の2第1項各号）

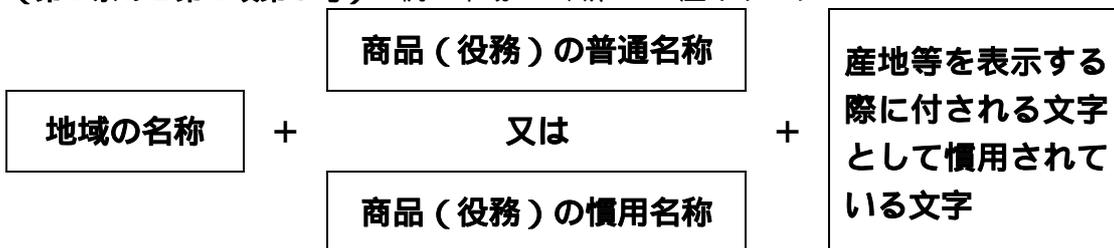
類型1（第7条の2第1項第1号） 例： りんご、 みかん



類型2（第7条の2第1項第2号） 例： 焼、 織



類型3（第7条の2第1項第3号） 例：本場 織、 産キャベツ



<地域の名称について>
商品（役務）と密接な関連性を有することが必要
・商品の産地である
・役務の提供の場所である
・製法が地域に由来している
・主要な原材料が地域において生産されている 等

商標登録の効果

地域団体商標の商標登録出願が登録要件を満たし、商標登録をすべきとの査定がされると、商標権の設定が登録される（第18条）。

商標権の存続期間は設定の登録の日から10年であるが、商標権者の申請により更新することもできる（第19条）。

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する（第25条）。他人が、指定商品（指定役務）又は指定商品（指定役務）に類似する商品について、登録商標又は登録商標に類似する商標を使用する行為は、商標権侵害となる（第37条）。

商標権者は、商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、

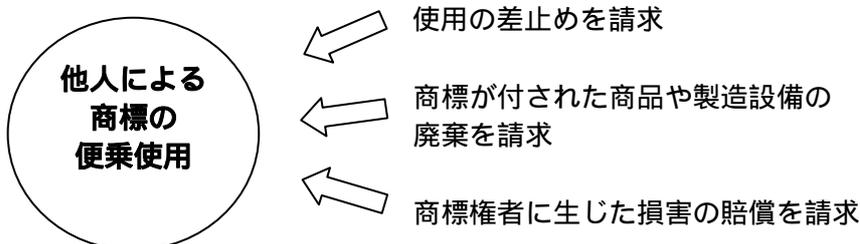
侵害の停止又は予防の請求

商標が付された商品の廃棄、製造設備の除去等の請求

損害賠償請求

を行うことができる。

商標権者は、他人による商標の便乗使用を自ら排除できる



（問い合わせ先）

東北経済産業局特許室

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-4-18

太陽生命仙台北庁ビル7階

TEL 022-233-9730

FAX 022-262-5906

新市誕生 宮古市

- Town Information -

宮古市は、岩手県沿岸のほぼ中央に位置し、東に太平洋を望み、西に北上山地を仰ぐ、本州最東端の街です。海の幸の宝庫として知られる三陸漁場の拠点であると同時に、国内外の大型商船の行き交う国際貿易港を備え、風光明媚な陸中海岸国立公園の中心地でもあります。

主な産業は、サケ漁を中心とした水産業、名勝浄土ヶ浜を中心とした観光サービス業、そして、近年ではコネクタ産業の集積した工業の街としても知られています。



メモ 人口 約 63,000 人 面積 697km²
 URL <http://www.city.miyako.iwate.jp/>

本年度合併が予定される県内 11 地域の第 1 号

平成 17 年 6 月 6 日、宮古市、田老町、新里村の 3 市町村の合併により、人口約 6 万 3 千人、面積約 697 平方キロメートルの新しい宮古市が誕生しました。

新しい宮古市では、「森・川・海とひとが共生するやすらぎのまち」を将来像としています。この実現にあたっては、当地域の恵まれた豊かな自然環境を保全し、これらとの共生を基調とすること、地域の中で誰もが穏やかな生活を営み、心豊かな人を育てること、そして豊かな資源を活用した多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくりをすすめていくことを目標としています。

活力に満ちた産業振興都市づくり



宮古市長 熊坂義裕 氏

新市の将来像やまちづくりの方向性を示すマスタープランとして作成した宮古市まちづくり計画「新市建設計画」には最重点施策の 1 つとして、「活力に満ちた産業振興都市づくり」が掲げられ、以下の 7 つの柱で構成されています。

1. 特色ある農林水産業の振興
2. 工業の振興
3. 商業・サービス業の振興
4. 観光の振興
5. 連携・高付加価値型の産業構造の形成
6. 港湾の利用促進と物流ネットワークの確立
7. 就労の安定と労働環境の整備

新しいまちづくりでは、活力に満ちた産業振興都市づくりを進めるため、農業、林業、水産業、工業、商業・サービス業、観光などにおいて、これまで集積された産業資源を活用しその振興を図るとともに、本地域に分散する多様な資源を活用し、地域の基幹産業としての農林水産業と他の各産業が地域内で有機的に結びついた高付加価値型の産業が躍動する新しい産業都市づくりを進めます。

なお、合併にともない、旧田老町庁舎、旧新里村庁舎はそれぞれ総合事務所となり、産業振興部では、商工観光課が商工課と観光課に分離するなど、組織・機構は、5 部 5 4 局・課から 1 1 部 4 0 局・課に再編されました。

まつりで産業振興

9 月にはみやこ秋まつり、10 月には宮古市産業まつりが行われます。みやこ秋まつりは、市民参加の祭りとして、社団法人陸中宮古青年会議所が昭和 60 年（1985）に始めたイベントで、現在は参加団体などで構成するみやこ秋まつり実行委員会が母体となり、毎年 9 月中旬の 3 日間、船山車と手踊りのパレード運行を行っています。宮古市産業まつりは、宮古地方の特産品や地場製品の販売、市内の企業製品・学校・福祉施設の紹介、ファストフード販売、体験教室などを行い、地域産業の活性化を進めています。

事業名	開催日	会場	主な内容
みやこ秋まつり	9/16～18	中心市街地	船山車と手踊りのパレード運行
宮古市産業まつり	10/22・23	宮古市民総合体育館	農林水産物・加工品・工芸品などの特産品等の販売 企業製品及び企業活動の紹介・PR



情報連絡員レポート

6月分 景況感は依然低迷

全体の概要

前月に続き、鉄鋼・金属製造業等一部製造業では回復の動きがみられるものの、その他の製造業、運輸業、建設業、商店街等では、原材料・燃料価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により特に収益・景況感の指標はマイナス幅が大きく、本県中小企業の経営環境は総じて厳しい状態が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

漸く景気も階段を上りかけたところだが、盛夏をひかえ不需要期に入る。学校給食も夏休みに入る。衛生問題も厳しく気をつける時節になる。

麺製造業

商品(生麺)の売上が徐々に増加傾向にある。特に地粉を使用した麺類や蕎麦は注文が多く(ロットは少ないものの)特徴を活かすものや、今までにメニューにはなかった練り込みもの(よもぎうどん等)が目立って増えてきた。

木材・木製品製造業

チップ工場は、原木の剥皮から生じるバーク(樹皮)が売れずにストックされる一方、今は逆に処理費用が発生して経営を圧迫している。公共事業の大幅な削減に伴い道路、ダム等の法面等厚層基材、資材の需要の激減と5月以後の夏場には熱源としてのバークの需要がないのが、その要因の一つ。

鉄鋼・金属製造業

全体的に良好的になって来た。手持ち工事量も2~3ヶ月分有り、このままの状態を維持してくれる様期待している。

各種商品卸売業(矢巾町)

前年同月比で、売上が減少の方向にある。売り出しへの来客数も減少している。なお、日雑卸売業(大手)廃業1社(組合員)。廃業会社の跡地へ県外大手住宅メーカーが開業した。

家庭用機械器具小売業

量販店の出店に依り、販売価格が低下しているようです。

自転車小売業

今月もボーナス前のせいか、又3~5月の春需後の影響か、例年6月の商品動向は思わしくないが今年度は特にスーパー・量販店の落ち込みが激しい。

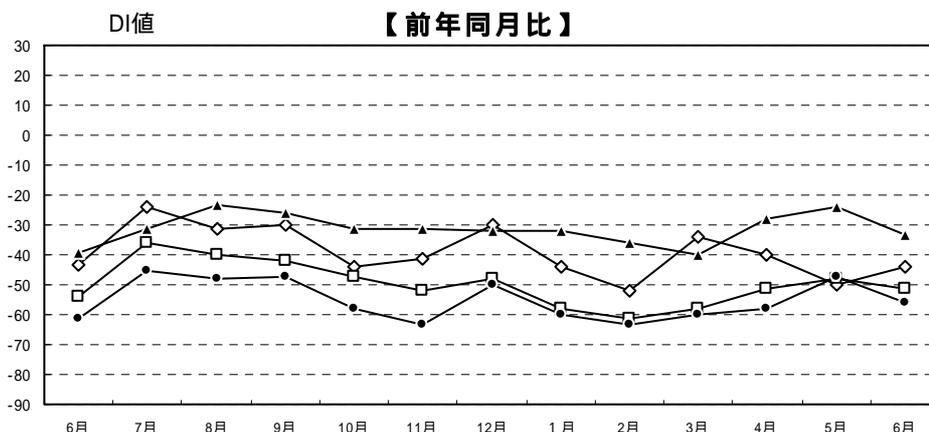
商店街等(一関市)

商店街の人出の減少がそのまま売上げに反映し、前年割れとなっている。一関まちづくり会社による旧ダイエー1階フロアのオープンが7月21日に決定、産直品が販売される。組合事業5月の取扱高実績は前年比97.5%であった。

旅館業

今月は、前年のような規模の大きな全国大会の開催もなく、前月の大型連休以降の厳しい業況が続いている。

売上等の動向(全業種DI値)



景気動向指数

DI (デフュージョンインデックス) 値
DI 値は「好転」業種割合から
「悪化」業種割合を差し引いた
数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況



盛岡市材木町商店街振興組合

理事長	宮沼 孝輔
組合員数	76 名
出資金	74,732,000 円
住所	盛岡市材木町 7 - 4 2
電話	019 - 623 - 3845
F A X	019 - 623 - 6869

材木町商店街 ~ 400年の歴史 ~

季節を彩る盛岡名物「よ市」を中心に、地元の人々や数多くの観光客を集める「材木町商店街」。新聞・テレビなどのマスコミや組合の活性化事例として採り上げられることが多い、盛岡を代表する商店街のひとつである。この商店街の歴史は古く、そのルーツは南部藩時代にまで遡る。南部氏による盛岡築城が開始された文禄元年（1542年）頃から、木場の材木商を中心とする商人町が形成され、北方の農村を相手とする商業地区として活況を呈し、豪商が軒を連ねるようになった。明治後期から大正期にかけて、郊外に工兵隊と騎兵旅団が設置されると、さらに商業地区としての繁栄を深め、市内有数の北大通り商店街として発展した。

それまで隆盛を極めていた北大通り商店街ではあるが、戦後になって、繁華街に隣接し、大型店の出店する「大通り」や「肴町」に新しく商店街が形成されると、その地位はしだいに低下していくこととなった。また、歩道も無く狭い道路であったことが、交通環境の変化と車社会の急速な進展への対応を遅らせ、商店街としての地盤沈下を招いた一因でもあった。

そのような状況下、昭和41年に、それまで共同売出しで連合していた材木町商栄会と茅町振興会が、合同して現在の「盛岡市材木町商店街振興組合」を設立、盛岡市で第1号の振興組合として、商店街の再開発と活性化に向けての狼煙を上げた。

商店街の再生、そして復興へ

組合の当初の目的は、歩行者の安全と車社会に対応するため、道路拡幅による歩道整備と共同駐車場を設置することであったが、事態が思うように進展せず、また、市内を走る交通網の変化により、中心商店街としての機能をますます低下させていった。このような中、組合では、何とか商店街を活性化させたいという強い意思のもと、昭和49年に、約430mの通りを歩行者天国にして路上買物市とする「よ市」をスタートさせる。毎年4月から11月の毎週土曜日夕方に開催される「よ市」は、当初手探り状態で実施していたものの、しだいに地元消費者や観光客の心を掴み、盛岡を代表する風物詩となるまでに成長していった。

「よ市」効果で来街者を増加した材木町は、昭和54年には高度化資金を活用した共同駐車場を設置。昭和56年に策定した「商店街改造事業計画」を基に、建設省・県・市に熱心に働きかけ、城下町の風情と歴史伝統を活かした和風感のある町並みを実現し、御影石の歩道に宮沢賢治の世界をテーマにしたオブジェを配した「いーはと〜ぶアベニュー・材木町」として生まれ変わった。

商店街の再生のきっかけとなった「よ市」は、現在、組合員をはじめ、市内の野菜や生鮮食品の産直店などを中心に、およそ100店もの出店者が軒を連ね、毎年、盛岡市の内外から約20万人の人々が訪れ賑わいを見せている。また、今年で32年目を迎えるこの「よ市」であるが、一つの商店街が自分達の企画をこれだけ長期間実施している例は全国でも珍しく、抜群の販売促進と宣伝効果をあげているこの市（いち）には、毎年多数の商店街関係者が視察に訪れる。

材木町「よ市」のポリシーは、風が吹こうが雨が降ろうが、必ず定刻には開催するという。それは、かつて、市内の主要道路から外れ、大型店を核とした周辺商店街から取り残されたという逆境をばねに、大型店では実現できない庶民感覚での対話や交流を自分達の最大の魅力として、大切に守り続けているという意志の現われなのかもしれない。

【組織化動向・官公需落札情報】

組 織 化 動 向					
協同組合森林のくに遠野・協同機構		理事長	豊田 肇彦	出資金	110万円
遠野市と市内地域木材産業関係者で整備を進めてきた「遠野地域木材総合供給モデル基地」完成に際し、総合基地のメリットである「遠野住宅の一体的業務提携」を整備するため、「遠野住宅」の受注営業・窓口となり、「遠野住宅」の共同受注幹旋とともに、共同宣伝、イベントへの出展等による振興・市場拡大を目的として設立。		住 所	遠野市	組合員	11名
		事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・共同受注幹旋事業 ・共同宣伝事業 ・調査研究事業 		
宮古・久慈港物流事業協同組合		理事長	長門 充	出資金	500万円
建築土木資材の共同販売、建設発生土の共同受け入れ事業を、各組合員の事業連携による協同組合組織により実施し、宮古・久慈港の一層の利用促進により地域経済の発展に寄与することを目的として設立。		住 所	宮古市	組合員	5名
		事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・建築土木資材の共同販売事業 ・建設発生土の共同受入事業 		

～ 官公需落札情報 ～

中小企業の今後の受注活動の参考として、国等が発注・調達した工事・物品における落札結果をお知らせいたします。

< 平成17年度第1・四半期(平成17.4.1～6.30)工事の落札結果 >

発注機関名	工 事 名	入 札 日	予定価格(千円)	落札価格(千円)
国土交通省東北地方整備局 岩手県河川国道事務所 経理課契約係 TEL:019-624-3131	館揚水機場ポンプ 設備工事	平成17年 4月15日	9,480	9,400
盛岡市 財政部契約検査課契約係 TEL:019-651-4111	盛岡市廃棄物処分場 再整備事業浸出水 処理施設設備工事	平成17年 5月24日	424,200	412,335
都市再生機構 岩手都市開発事務所 TEL:019-636-1511	盛岡南道路 舗装(17-1)工事	平成17年 6月21日	131,896	136,500
独立行政法人緑資源機構 東北北海道整備局 盛岡事務所 TEL:019-654-0101	17郡山農用道1工区 その2工事	平成17年 6月28日	221,224.5	213,150



【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 課
9月15日(木)	第57回中小企業団体全国大会(北海道大会) 場所 北海道札幌市 札幌ドーム 時間 10:00~13:00	総務企画部
10月15~19日	創立50周年記念大連経済事情視察 (詳細な日程は、後日ご案内申し上げます。)	市場開発部
11月10日(木)	岩手県中小企業団体中央会 創立50周年記念式典 場所 ホテルメトロポリタン盛岡「ニューウイング」 時間 13:00~	総務企画部

主要日誌 (7月1日~7月31日)

<p>中央会主催・関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県中小企業青年中央会総会 (7/8) ・独禁法に基づく排除勧告を受けた建設業者への対応について 知事、県議会議長へ陳情 (7/11) ・中小企業会計啓発・普及セミナー (7/15) ・岩手県中小企業組合士会通常総会 (7/22) 	<p>関係機関・団体主催行事への出席等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本S C大賞部門賞『マーケティング』受賞並びに『高橋祥元氏の(社)日本S C協会副会長就任を祝う会』 (7/1) ・岩手県信用保証協会と商工団体との懇談会 (7/1) ・熊谷昭三氏旭日章受章祝賀会 (7/8) ・盛岡市産業振興懇話会 (7/13) ・岩手県若年者雇用問題検討会議・人材育成岩手地域協議会合同会議 (7/15) ・齋藤育夫氏叙勲受章祝賀会 (7/19) ・全国中央会組織専門委員会 (7/25) ・全国中央会金融専門委員会 (7/26) ・全国中央会税制専門委員会 (7/27) ・全国中央会商業専門委員会 (7/28) ・日専連一関青年会創立40周年記念式典 (7/28) ・有限責任組合(LLP)制度に関する説明会 (7/28)
--	--

会 員 動 向

協同組合日専連一関青年会	創立40周年記念式典	7/28
	協同組合日専連一関青年会は創立から今年で40周年を迎え、世嬉の一酒造で記念式典が盛会に催された。	

盛岡人材銀行ニュース <平成17年4月-17年6月分>

(お問い合わせ) 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡人材銀行(019-653-3257)

職業	管 理 職				技 術 職					専 門 職			その他	合計
	総務	経理	営業	他	機械	電気	建築	土木	他	薬剤師	教育	他		
求人	4	3	19	113	13	12	46	18	81	10	9	123	30	481
求職	11	12	27	25	2	7	13	27	29	1	11	61	0	226
就職	2	2	4	9	0	1	6	1	4	0	3	13	1	46